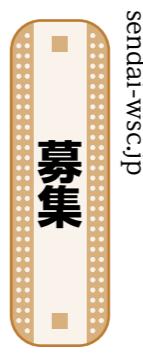


働きたい障害のある方向け 説明会

●日時＝10月14日(水)・28日(水)
前10時～11時半 ●会場＝障害者就労支援センター

●内容＝障害者就労支援センター等の支援機関の紹介や働き方、働く前の準備について ●対象＝市内にお住まいの15歳以上の障害のある方と家族など各5人[先着]

申10月6日午前9時から電話またはEメール(申込時の必要事項と参加希望日を記入)で障害者就労支援センター☎772・5517、Eメールinfo@sendai-wsc.jp



「仙台防災未来フォーラム2021」 出展者募集

令和3年3月6日(土)・7日(日)に開催する「仙台防災未来フォーラム2021」のうち、7日に出展する団体を募集します。●対象＝防災・減災・復興・環境等に関する活動内容の発表やワークショップ、展示等を行うことができる団体 [抽選] 申込和3年3月6日(土)・7日(日)に開催する「仙台防災未来フォーラム2021」のうち、7日に出展する団体を募集します。

申

ホームページへhttps://sendai-resilience.jp/mirai-forum2021/

30日までに 問仙台防災未来フ

オーラム2021運営事務局☎0294・266・0292

震災復興室 217・7851、防災環境都市・ベース」利用者募集

人と関わるのが苦手、外出するきっかけが欲しいなどの思いを抱える思春期・青年期の方が、安心して過ごせる少人数の居場所を提供しています。

●利用日時＝月2回(火曜日)午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

合わせください 問精神保健福祉総合センター☎265・2305

人や地域社会とのつながりを大切にし、安心して暮らせる環境をつくります。

●推薦対象＝次の条件を全て満たす事業所を有する②障害のある方の積極的な雇用または雇用を促進するための取り組みを行っている③各種法令を順守している ●推薦方法＝市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内などで配布する募集要項に添付の推薦書(市ホームページからダウンロード可)で10月30日(必着)までに 問障害企画課☎214・8151

「仙台防災未来フォーラム2021」 出展者募集

申10月6日午前9時から電話またはEメール(申込時の必要事項と参加希望日を記入)で障害者就労支援センター☎772・5517、Eメールinfo@sendai-wsc.jp

午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

●利用日時＝月2回(火曜日)午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

合わせください 問精神保健福祉総合センター☎265・2305

人や地域社会とのつながりを大切にし、安心して暮らせる環境をつくります。

●推薦対象＝次の条件を全て満たす事業所を有する②障害のある方の積極的な雇用または雇用を促進するための取り組みを行っている③各種法令を順守している ●推薦方法＝市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内などで配布する募集要項に添付の推薦書(市ホームページからダウンロード可)で10月30日(必着)までに 問障害企画課☎214・8151

「仙台防災未来フォーラム2021」 出展者募集

申10月6日午前9時から電話またはEメール(申込時の必要事項と参加希望日を記入)で障害者就労支援センター☎772・5517、Eメールinfo@sendai-wsc.jp

午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

●利用日時＝月2回(火曜日)午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

合わせください 問精神保健福祉総合センター☎265・2305

人や地域社会とのつながりを大切にし、安心して暮らせる環境をつくります。

●推薦対象＝次の条件を全て満たす事業所を有する②障害のある方の積極的な雇用または雇用を促進するための取り組みを行っている③各種法令を順守している ●推薦方法＝市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内などで配布する募集要項に添付の推薦書(市ホームページからダウンロード可)で10月30日(必着)までに 問障害企画課☎214・8151

「仙台防災未来フォーラム2021」 出展者募集

申10月6日午前9時から電話またはEメール(申込時の必要事項と参加希望日を記入)で障害者就労支援センター☎772・5517、Eメールinfo@sendai-wsc.jp

午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

●利用日時＝月2回(火曜日)午後2時～3時半 ●対象＝市内にお住まい、ひきこもり状態にある方 ●詳しく述べる少人数の居場所を提供しています。

合わせください 問精神保健福祉総合センター☎265・2305

人や地域社会とのつながりを大切にし、安心して暮らせる環境をつくります。

●推薦対象＝次の条件を全て満たす事業所を有する②障害のある方の積極的な雇用または雇用を促進するための取り組みを行っている③各種法令を順守している ●推薦方法＝市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内などで配布する募集要項に添付の推薦書(市ホームページからダウンロード可)で10月30日(必着)までに 問障害企画課☎214・8151

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保育施設等の利用申し込みをしており、まだ利用できない方が引き続き4月からの利用を希望する場合も、改めて手続きが必要です。申用案内に添付の申込書(市ホームページからもダウンロード可)を第1希望の保育施設等が所在する区の保育給付課(宮城総合支所の所管分は宮城総合支所保健福祉課)へ持参(郵送での申し込みもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください)

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●全ての私立幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施しています ●保育所と同程度の長時間預かり保育を実施している園もあります ●受付期間、要件、申し込み方法等は、各園までお問い合わせください

問①区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課(☎は9ページ) ②認定給付課☎214・8655

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳未満(平成30年4月2日以降生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・保育ママ・小規模保育・事業所内保育

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳以上(平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保育施設等の利用申し込みをしており、まだ利用できない方が引き続き4月からの利用を希望する場合も、改めて手続きが必要です。申用案内に添付の申込書(市ホームページからもダウンロード可)を第1希望の保育施設等が所在する区の保育給付課(宮城総合支所の所管分は宮城総合支所保健福祉課)へ持参(郵送での申し込みもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください)

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●全ての私立幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施しています ●保育所と同程度の長時間預かり保育を実施している園もあります ●受付期間、要件、申し込み方法等は、各園までお問い合わせください

問①区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課(☎は9ページ) ②認定給付課☎214・8655

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳未満(平成30年4月2日以降生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・保育ママ・小規模保育・事業所内保育

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳以上(平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保育施設等の利用申し込みをしており、まだ利用できない方が引き続き4月からの利用を希望する場合も、改めて手続きが必要です。申用案内に添付の申込書(市ホームページからもダウンロード可)を第1希望の保育施設等が所在する区の保育給付課(宮城総合支所の所管分は宮城総合支所保健福祉課)へ持参(郵送での申し込みもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください)

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●全ての私立幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施しています ●保育所と同程度の長時間預かり保育を実施している園もあります ●受付期間、要件、申し込み方法等は、各園までお問い合わせください

問①区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課(☎は9ページ) ②認定給付課☎214・8655

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳未満(平成30年4月2日以降生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・保育ママ・小規模保育・事業所内保育

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳以上(平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保育施設等の利用申し込みをしており、まだ利用できない方が引き続き4月からの利用を希望する場合も、改めて手続きが必要です。申用案内に添付の申込書(市ホームページからもダウンロード可)を第1希望の保育施設等が所在する区の保育給付課(宮城総合支所の所管分は宮城総合支所保健福祉課)へ持参(郵送での申し込みもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください)

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●全ての私立幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施しています ●保育所と同程度の長時間預かり保育を実施している園もあります ●受付期間、要件、申し込み方法等は、各園までお問い合わせください

問①区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課(☎は9ページ) ②認定給付課☎214・8655

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳未満(平成30年4月2日以降生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・保育ママ・小規模保育・事業所内保育

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳以上(平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けすることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保育施設等の利用申し込みをしており、まだ利用できない方が引き続き4月からの利用を希望する場合も、改めて手続きが必要です。申用案内に添付の申込書(市ホームページからもダウンロード可)を第1希望の保育施設等が所在する区の保育給付課(宮城総合支所の所管分は宮城総合支所保健福祉課)へ持参(郵送での申し込みもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください)

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●全ての私立幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施しています ●保育所と同程度の長時間預かり保育を実施している園もあります ●受付期間、要件、申し込み方法等は、各園までお問い合わせください

問①区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課(☎は9ページ) ②認定給付課☎214・8655

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳未満(平成30年4月2日以降生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・保育ママ・小規模保育・事業所内保育

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳以上(平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けすることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保育施設等の利用申し込みをしており、まだ利用できない方が引き続き4月からの利用を希望する場合も、改めて手続きが必要です。申用案内に添付の申込書(市ホームページからもダウンロード可)を第1希望の保育施設等が所在する区の保育給付課(宮城総合支所の所管分は宮城総合支所保健福祉課)へ持参(郵送での申し込みもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください)

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) ●全ての私立幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施しています ●保育所と同程度の長時間預かり保育を実施している園もあります ●受付期間、要件、申し込み方法等は、各園までお問い合わせください

問①区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課(☎は9ページ) ②認定給付課☎214・8655

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳未満(平成30年4月2日以降生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・保育ママ・小規模保育・事業所内保育

市内にお住まい、子どもの年齢が3歳以上(平成27年4月2日～平成30年4月1日生まれ)の方 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)

●受付期間＝11月4日(木)～12月4日(金) ●要件＝保育の必要性について認定を受けること(認定は、就労、妊娠、出産、疾病、障害、親族の介護、看護、災害復旧、求職活動、就学、その他これらに類する事情で保育ができない場合に受けすることができます) ●対象施設等、詳しくは10月14日から区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課で配布する利用案内または市ホームページをご覧ください

※書類や面接等による審査の結果、保育を必要とする程度の高い方から、受入可能枠に応じて決定します。※本年度すでに保